

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務に関する 公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

5,000千円(税込)

本業務の履行に係る費用のうち、業務に必要な物品等を含む一切の事務経費は受託者の負担とする。

また、委託金額の上限を上回る金額で見積書を提出した場合は、失格とする。

4 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書が提出でき、かつ、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (5) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

紙文書で7部提出すること。ただし、エ～シは原本1部に写し6部でも差支えない。

ア 参加申請書（別紙1）

イ 類似業務実績一覧（別紙2）

ウ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準及び企画提案資料作成要領」に基づき作成すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

エ 積算根拠が分かる見積書（消費税は内書きで記載すること。）

オ 「4 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

- カ 「4 応募資格(5)」を証する申立書
 - キ I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 又はP (プライバシー) マーク登録証を取得している場合は、その写し
 - ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 (提出日前3箇月以内に発行)
 - ケ 使用印鑑届
 - コ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書 (提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)
 - シ 調査同意書 (水道料金・下水道使用料) 又は水道料金及び下水道料金の納付証明書 (提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)
- ※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、ク以下を省略できるものとする。

(2) 受付期間

- ア 令和8年3月24日(火) から令和8年4月8日(水) 午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和8年4月8日(水) 午後5時必着とする。
- イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「11 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

- ア 提案は、1参加者につき1件とする。
- イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

6 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「11 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受付しない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和8年3月30日(月) 午後5時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については令和8年4月1日(水) までに京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課のホームページにおいて公開する。

7 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- (2) 企画提案書に企画提案作成要領で示す事項が記載されていない場合、又は提案内容

が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

- (3) 受託候補者の選定は、本市の職員で構成する「宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務受託候補者選定基準」に基づき書類審査を行い、項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者の選定は令和8年4月20日（月）までに決定のうえ、通知を予定している。
- (5) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名を文書により応募申請書を提出した者全員に通知する。
- (6) 受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く。）を本市ホームページにおいて公表する。

8 委託契約の締結

- (1) 契約金額
提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (2) 契約期間
契約締結日から令和8年8月31日（月）まで
- (3) 契約の締結等
 - ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。
 - イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
 - ウ 受託候補者となった者が、ア又はイの手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。
 - エ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

9 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽または不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和8年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない）。
- (6) 契約期間中に、各業務の処理件数が予定を著しく下回ると見込まれる際は、双方の合意を前提に契約金額を変更する場合がある。

10 スケジュール（予定）

令和8年3月24日（火）	募集開始
3月30日（月）	質問締切り
4月 1日（水）	質問回答
4月 8日（水）	募集締切り
4月20日（月）	結果通知

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（担当：橋本、田苗）

TEL 075-222-4272

FAX 075-213-2997

E-mail eisei@city.kyoto.lg.jp